別図２　標準型ヘッド及び小区画型ヘッド散水分布試験装置（第14条関係）

別図４の２　標準型ヘッド（ｒ2.8）散水分布曲線（第14条関係）

記号	A	B
呼び	20(A)	15(A)

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

（消防法施行規則の一部改正）

第二条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（標準型ヘッド等） **第十三条の二**　令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令別表第一(一)項に掲げる	（標準型ヘッド等） **第十三条の二**　令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令別表第一(一)項に掲げる

別図２　標準型ヘッド及び小区画型ヘッド散水分布試験装置（第14条関係）

［新設］